

令和7年度 喀痰吸引等第三号研修 基本研修日程表 11月28日 開催

時間	研修内容		規定 時間数
8:00~	オリエンテーション（実地研修に必要な書類の説明 等）		
8:10~	重度障がい児者等の地域生活等 に関する講義	障害者自立支援法と関係法規	2
		利用可能な制度	
		重度重症児者等の地域生活 等	
10:10~	喀痰吸引等を必要とする重度障がい者の 障がい及び支援 に関する講義 緊急時の対応及び危険防止 に関する講義	呼吸について	3
		呼吸異常時の症状、緊急時対応	
		人工呼吸器について	
		人工呼吸器に係る緊急時対応	
		喀痰吸引概説	
		口鼻腔内、気管カニューレ内の吸引 リスク、中止要件、緊急時対応 等	
13:10~	昼休憩		
13:30~	喀痰吸引等を必要とする重度障がい者の 障がい及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止 に関する講義	健康状態の把握	3
		食と排泄について	
		経管栄養概説	
		胃瘻（腸瘻）と経鼻経管栄養	
		リスク、中止要件、緊急時対応 等	
16:30~	休憩		
16:40~	基本講習の評価 『筆記試験』 ※1		
17:10~	演習会場へ移動		
17:15~	喀痰吸引等 に関する演習	喀痰吸引（口腔内）	1
		喀痰吸引（鼻腔内）	
		喀痰吸引（気管カニューレ内）	
		経管栄養（胃瘻・腸瘻）	
		経管栄養（経鼻）	
18:15~	基本演習の評価 『習得度評価』 ※2		1
19:15	終了予定		

* 実地研修のみ受講の方で、聴講希望の方は事前にお申し出ください。

* 日程詳細及び事前変更内容については、豊田市福祉事業団のホームページでご確認ください。

※1：基本講習の評価 『筆記試験』

講義テキストから20問、四肢択一形式で出題します。18問以上正解で合格です。

3問以上間違えた方は、間違えた出題分野についてレポートを提出していただきます。

※2：基本演習の評価 『習得度評価』

シミュレータを用いて、各行為が手順通りに実施できるかを指導看護師が評価します。

すべての行為が手順通りに、一連の手技がスムーズに実施できれば演習修了です。

« 注意事項 »

◆感染症等の発生状況によって、研修日程の一部をオンライン研修等に変更する場合があります。

◆新型コロナウイルス感染症等の状況により、集合研修を中止する場合は、延期日程及び研修方法について、貴事業所管理者の方とご相談します。

« 研修テキスト»

テキストは、決定通知でご案内します。現時点では下枠のテキストを予定しています。

たんの吸引等第三号研修（特定の者）テキスト ～たんの吸引、経管栄養注入の知識と技術～
■編 者：NPO 法人 医療的ケアネット ■発行所：株式会社クリエイツかもがわ
■改訂版：2021年 8月 31日 発行 ■定 価：本体 2,400 円＋税

« 受講者および受講者の就業先事業所管理者の方へのお願い»

◆準備いただく書類について

- ・実地研修開始までに準備いただく書類として、『介護職員等喀痰吸引等研修指示書』『介護職員等による喀痰吸引等研修の実施に係る同意書』などがあります。
- ・これらの書類の詳細は、受講決定通知でお知らせしますが、対象者の主治医等やご家族に記載や署名などをお願いする書類がありますので、ご承知おきください。

◆対象者ごとの『個別マニュアル』の作成

- ①基本演習を修了したら、演習で使用した手順書（評価票）をもとに、対象者の方の状態に合わせて必要事項を追加した『個別マニュアル』を作成してください。
- ②マニュアルが完成したら、『介護職員等喀痰吸引等研修指示書』とともに、当事業所の指導看護師に提出してください。（指示書とマニュアルに相違がないか確認します。）
- ③マニュアルに沿って、現場でシミュレータ演習を開始してください。（対象者に負担をかけないように、実地研修に入る前にしっかり練習しましょう。）

◆実地研修について

- ・対象者ごとの個別マニュアルの確認が完了してから、日程調整をします。
- ・研修場所は、受講者が喀痰吸引等行為を業務として実施する予定のところ（事業所や対象者の住居）で、対象者の協力を得て実施します。
- ・研修後に評価をします。マニュアルに沿って手順通りに連続2回実施できれば合格です。

◇ ご不明な点がございましたら

遠慮なく下記連絡先までお問い合わせください。

【担当者連絡先】

豊田市障がい者総合支援センター 暖

☎ 0565-37-1781

FAX 0565-37-1737

Mail: dan001@hm7.aitai.ne.jp

研修責任者 中野祐

豊田市障がい者総合支援センター 暖 が実施する喀痰吸引等第三号研修は…

豊田市障がい福祉計画「医療ケアが必要な重度障がい者の受け入れ体制の整備（医療行為に従事できる介護職員の確保と、市内の障がい福祉サービス事業所職員が必要な研修を受けられる環境の整備）」に沿って、市障がい福祉課との協議の下に実施している研修です。

豊田市と豊田市福祉事業団が締結している「障がい者総合支援センターの管理運営等に関する協定書」に、この事業が追加され、研修事業運営にかかる費用は、豊田市から障がい者総合支援センターの運営費として確保している指定管理料（備品は市が直接購入）により賄われています。